

令和6年度 東京都立総合芸術高等学校（全日制課程）いじめ防止基本方針

令和6年4月1日
校長 決 定

1 いじめ問題への基本的な考え方

- (1) 東京都いじめ防止対策推進条例 第二条(定義)を理解し、教員が組織的に「いじめ撲滅」を日々意識しながら生徒指導を行う。
- (2) 教員個々がいじめの兆候や生徒からのサインを見逃さないよう努め、生徒の様子について情報交換を定期的に行う。
- (3) 東京都いじめ防止対策推進条例 第四条よりいじめを禁止し、本校生徒は、いじめを行ってはならない。
- (4) いじめの初期段階での発見に重点を置き、生徒から情報が得やすい環境を整えるとともに、教員と生徒が一丸となり「いじめを許さない」という環境づくりを目指す。
- (5) いじめが発生した場合には、情報を収集すると同時に対策チームを編成し迅速な解決を目指すその際、保護者へ正確な情報を伝達すると共に協力体制をつくる。

2 学校及び教職員の責務

本校教職員は、「いじめ防止対策推進法」・「東京都いじめ防止対策推進条例」の基本理念にのっとり、当該学校に在籍する生徒等の保護者、地域住民、児童相談所、東京都学校問題解決サポートセンターなどの関係者及び関係機関との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する生徒等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速に対処する。

3 いじめ防止等のための組織

(1) 学校いじめ対策委員会

ア 設置の目的

- 1 いじめ対策の具体的な検討を行う。
- 2 生徒の状況情報収集し早期発見、早期解決を目的とする。
- 3 教員のいじめ防止への意識を高める。
- 4 学校の中核となる組織として企画調整会議内に設置する。

イ 所掌事項

- 1 研修の実施、会議の開催
- 2 いじめ防止の方策検討
- 3 生徒の状況把握
- 4 いじめ発生時の対応

ウ 会議

学期ごとに1回程度開催する。また、必要に応じて臨時に開催する。

エ 委員構成

校長、副校長、生活指導主任、教務主任、進路指導主任、学科主任、各年次主任、養護教諭、経営企画

室長、その他 校長が必要と認める者

(2) 学校サポートチーム

ア 設置の目的

生徒のいじめ予防への助言を行うと同時に、問題行動が発生した場合の連携を図り、早急な解決を目指す。

イ 所掌事項

- 1 いじめに関する情報提供・情報交換
- 2 いじめ防止に関する方法の検討
- 3 いじめ発生時の初期対応
- 4 いじめに関する解決策の策定

ウ 会議

学期ごとに1回程度開催する。(いじめ対策委員会を兼ねる)

エ 委員構成

校長、副校長、生活指導主任、各年次主任、養護教諭、保護者代表、スクールカウンセラー、(警察関係・スクールサポーター)

4 段階に応じた具体的な取組

(1) 未然防止のための取組

ア 学校いじめ対策委員会の設置

「いじめ防止対策推進法」22条に基づき、いじめに関して組織的に対応するための「学校いじめ防災対策委員会」を設置する。

イ 学校いじめ防止基本方針の策定

「いじめ防止対策推進法」13条に基づき、学校いじめ防止基本方針を策定し、生徒保護者に周知する。

ウ 人権教育の推進と教職員の意識啓発

生徒への人権教育を各教科で取組むと共に、校内での研修を軸に教職員及び企画室職員の意識啓発を行う。

エ スクールカウンセラーとの連携

1学年次生の全員面接を実施後、管理職との情報交換を実施。年次担任との連携を図りカウンセリングにつなげる。状況により生活指導部との連携体制をとる。

オ 生徒に対する自尊感情を高める指導・人権尊重教育の推進

HR や特別活動・行事など、授業をはじめ学校生活のあらゆる場面で、他者と関わる機会を工夫し、個人個人の違いを認め合い仲間を思いやる環境をつくる。

(2) 早期発見のための取組

ア 教育相談体制の整備と保護者への周知

教育相談体制を整えると共に、その窓口を生徒や保護者に周知する。なお、個人情報の取り扱いを適切に行う。スクールカウンセラーによる教育相談を有効に活用する。

イ 生徒アンケートの実施により、生徒理解といじめの早期発見に努める。

いじめを発見するために、在籍する生徒の対していじめアンケート調査を年3回実施する。生徒に関する情報については、教員間での共有化を図るとともに、必要に応じて保護者と連携しながら対応にあたる。なお、いじめアンケートは3年間保管する。

ウ スクールカウンセラーの活用

スクールカウンセラーによる養護教諭や管理職への報告を確認し、「いじめ」に関連する内容がある場合には、生活指導部や年次担任に連絡を行い早期の対応を行う。

エ 生活実態調査

生徒の「実態調査」を実施し、生徒の生活習慣について友人関係や家庭環境などの課題を年次担任が把握する。その上で、学校全体で情報を共有する。

オ インターネット上のいじめへの対応

発信された情報が急速にひろがってしまうことや、発信者の特定が難しいこと、その他のインタ

ーネットを通じて発信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し及び効果的に対処できるように、必要な啓発活動として、情報モラルに対する講習などを実施する。

(3) 早期対応のための取組

ア 把握した情報に基づく対応方針

いじめの通報をうけた場合、またはいじめを受けていると思われる時は、速やかに、当該生徒に係るいじめの事実の有無の確認を行い、情報をもとに委員会にて対策の検討・職員への周知・対応を行う。

イ 被害の生徒の安全確保とケア

被害を受けた生徒の安全・学習権の確保を行う。また、状況に応じて養護教諭やスクールカウンセラーでのケアや関係諸機関への協力要請を行う。

ウ 加害の生徒に対する指導

いじめをやめさせ、その再発防止するため、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を仰ぎ、いじめを行った生徒に対する指導又は、その保護者に対する助言を継続的に行う。

エ いじめを伝えた子供の安全確保

いじめの情報を知らせた生徒が特定されないように最大限の配慮を行う。また、噂話の被害を受けて孤立することがないように、生活指導部・担任・養護教諭と連携を図る。必要に応じてスクールサポーターにつなげる。

オ いじめを見ていた生徒、同調する生徒に対する指導

いじめを見ていた生徒等にも自分の問題として捉えさせ、誰かに知らせる勇気をもつように指導する。また、はやしたてたり、同調してしたりしている生徒に対しては、それらの行為がいじめに加担しているものであることを理解させる指導を行う。

(4) 重大事態への対処

ア 被害の生徒の保護に関する具体的方策

加害者から引き離す措置を行う。加害者の安全を確保すると同時に心身的なケアを組織的に行う。

イ スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用

スクールカウンセラー、必要に応じて児童相談所、弁護士、神経科医などの専門的知識を有するもとの連携体制をつくり被害者が早期に学校へ復帰できるよう体制をつくる。

ウ 加害の生徒への働き掛け

いじめについて事実関係を明確にし、加害生徒がいじめに至る背景や心情・考えなど踏まえ、必要に応じて専門家による助言や診療、そこで得られた情報を教員間での共通理解を行い、再発防止に向け組織的に指導を行う。また、警察との連携を行う。

エ 保護者や地域との連携

いじめの発生時には、情報を整理・精査した上で保護者への協力体制を組む。学校運営連絡協議会の外部委員や警察のスクールサポーターなどの協力を仰ぎ早期解決に向け取り組む。

オ 情報の取り扱い（通報体制）

いじめが発生したことが分かった場合、教育委員会への一報を行うと共に窓口を管理職として一本化する。説明責任が果たせるよう取り組む。

5 教職員研修計画

- (1) 職員会議などで定期的に職員への意識啓発を図ると共に、「いじめの早期発見」「いじめの防止」等のテーマの研修会を各学期に1回実施する。
- (2) スクールサポーターを講師として招いて、「いじめの実態」等に関して講義をしてもらい、教職員の「いじめ」防止に関する意識を高めていく。年に1回、実施する。また、「サイバー犯罪」に絡めてインターネットに関するいじめについても理解する機会とする。
- (3) 東京都教育委員会が実施する夏季集中講座の「いじめ防止」に関する研修に教員を参加させる。

内容について伝達講習を実施し、情報の共有化を図る。

6 保護者との連携及び啓発の推進に関する方策

(1) 保護者の会運営委員会の活用

定期的開催される「保護者の会役員会」を活用し、「いじめ防止対策推進法」及び「東京都いじめ防止対策推進条例」に基づいて「東京都立総合芸術高等学校（全日制課程）いじめ防止基本方針」を策定したことを伝え、「いじめ防止」について一層の協力を求めていく。

(2) スクールカウンセラー活用の呼び掛け

スクールカウンセラーの活用について、学校が配布する「スクールカウンセラーだより」「長期休業中の過ごし方」などを用いて、保護者や地域にスクールカウンセラーの活用の実態について呼び掛ける。また、教育委員会からの通知などの内容についても周知する。

(3) 被害生徒及び加害生徒の保護者に対するケア

両者とも深い傷を負っていると考えられる。スクールカウンセラーを中心にアフターケアを行い、負った傷がさらに深くならないように学校として配慮していく。

7 地域及び関係機関や団体等との連携推進の方策

(1) 地域の人材の活用

学校の取り組みに対して、地域の青少年対策委員会の役員等に意見を求め、地域の実情などをふまえて、連携していじめ防止にあたる。

(2) 警察・児童相談所との日常的な連携

警察署及び児童相談所と連絡をとり、いじめの早期発見やいじめの未然防止について理解を深めておく。

(3) 警察への通報

いじめの発生が疑われるときは速やかに警察署への通報を行い、学校としてどのようなことを行うべきか意見をもらう。

8 学校評価及び基本方針改善のための計画

(1) 学校評価の項目及び方法

毎年実施している「学校評価アンケート」において生徒、保護者、地域の方々及び本校教職員を対象に本校のいじめ防止の取り組み状況について提示する。

(2) 学校評価の指標

「そう思う」「どちらかといえばそう思う」を合わせた回答者が80パーセントを超えるように目標を設定し、それに向けて組織的に「いじめ防止」に取り組んでいく。

(3) 学校評価を受けた上での本基本方針の改善について

学校評価で得られたことを次年度の「学校経営計画」に反映させるために、学校評価で得た意見をもとに「学校いじめ対策委員会」で本基本方針の中身を再検討し、よりよいものに改善していく。改善案については学年末に企画調整会議に提出し、再検討を経た上で校長決定とし、次年度の「学校経営計画」策定に生かす。